

- ③ 届出を受けた都道府県知事は、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ④ 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- ⑤ 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が②の規定に違反したとき、又は届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

4 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

- ① 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、若しくは感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、又は感染症の予防のための施策の評価を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、一類、二類、三類、四類、五類感染症の患者等に質問又は必要な調査をさせることができる。
- ② 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に、一類、二類、三類、四類、五類感染症の患者等に質問又は必要な調査をさせることができる。
- ③ 患者等は、質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- ④ 都道府県知事は、質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、感染症の治療の方法の研究等を行っている機関の職員の派遣等の質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

5 検疫所長との連携

- ① 都道府県知事は、検疫所長から、健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項等の通知を受けたときは、その者に対し質問、調査を行うことができる。
- ② 都道府県知事は、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 情報の公表

- ① 厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。
- ② 情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

第四 健康診断、就業制限及び入院

1 健康診断

- ① 都道府県知事は、一類、二類、三類感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、都道府県の職員に健康診断を行わせることができる。